

## 会員組合 各位

### 決算関係書類提出（法令順守）について

過日、静岡県より、法令に反し期限内に決算関係書類等を提出しない組合に対し、指導が行われた事案が発生しました。

中小企業等協同組合法（第105条の2）では、毎事業年度、通常総会（又は通常総代会）終了後、2週間以内に行政庁に対し決算関係書類（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面）及び通常総会議事録（又は通常総代会議事録）を提出することと定めております。

つきましては、コロナ禍で様々な制約がある中、組合運営にご苦勞されていることとは存じますが、改めまして、法令（決算関係書類の期限内の提出等）を順守した組合運営に努めて頂きたいようお願い申し上げます。

なお、4月中旬には総会終了後の事務手続きに関する講習会を開催する予定です。ご案内は改めてお送りいたします。

また、通常総会の開催方法も含め組合運営に関するご相談は、いつでもお気軽にお問い合わせください。

令和3年2月

静岡県中小企業団体中央会

#### ◇お問合せ

静岡県中小企業団体中央会

- ・ 連携組織課 TEL：054（254）1511 FAX：054（255）0673
- ・ 西部事務所 TEL：053（453）2195 FAX：053（453）2198
- ・ 東部事務所 TEL：055（926）8220 FAX：055（926）8230